

資料 No. 3

第31号議案

福井県立恐竜博物館の設置および管理に関する条例の 一部改正について

別紙のとおり、福井県立恐竜博物館の設置および管理に関する条例（平成12年福井県条例第29号）の一部を改正する。

平成24年11月13日提出

教育長 林 雅 則

提案理由

福井県立恐竜博物館の観覧料を改定したいので、この案を提出する。

ミュージアム・アップバリュー制度に伴う 福井県立恐竜博物館観覧料の改定について

1 議案提出の根拠・必要性

平成21年度当初予算において制度化された「ミュージアム・アップバリュー制度」を活用し、カマラサウルスの全身骨格化石を平成21年10月に購入した。本化石については、平成22年度からクリーニング、組立作業を行い、平成25年3月23日に本化石を展示する予定となっている。

本化石の展示に伴い、化石購入・組立等の費用を回収するため、入館料の引き上げを行う。

これにより、福井県立恐竜博物館の設置および管理に関する条例第5条（観覧料）の規定の改正を行う。

※ ミュージアム・アップバリュー制度

・貴重な絵画、恐竜化石などに先行投資を行い魅力向上に併せ、入館料を引き上げることで、投資を回収する本県独自の制度

2 条例改正内容 ※詳細は別添のとおり

		(旧)	(新)
観覧料	一般料金（個人）	500円	⇒ 700円
	（年間パスポート）	1,500円	⇒ 2,000円
	一般料金（団体）	400円	⇒ 600円

3 効果・影響

①カマラサウルスの展示に伴う入館者数の増加（目標60万人）

②投資資金回収後の恐竜博物館の展示の充実、魅力アップ

4 改正時期

改正条例公布 平成24年12月 (12月議会)

改正条例施行 平成25年 3月23日 (カマラサウルスの展示と同時)

※12月議会上程の理由：

利用者や旅行社に対する改正内容の周知期間を十分に確保するため
(パンフレットの修正、コンビニの前売り券のシステム変更準備など)

ミュージアム・アップバリュー制度に伴う 福井県立恐竜博物館観覧料の改定内容

◎料金改定の対象は、一般(大人)

小中学生、高校生、大学生は、社会教育および文化教育の向上の観点から据え置きとする。

◎料金改定額 **200円**

(カマラサウルスの展示による常設展示資料の充実のため)

<考え方>

$$\begin{array}{l} \text{入場者数増加分 (51万人} \Rightarrow \text{目標:60万人)} \\ + 200\text{円料金アップ分で投資経費を3年間で回収} \end{array}$$

回収期間
$\frac{\text{①}}{\text{②}} = 2.8\text{年}$

カマラサウルス化石購入等の投資経費(残額) 274,564千円 …①

入場者数増加分(60万人) + 200円アップ分 96,720千円／年 …②
(37,548千円) (59,172千円)

<入館料金表>

区分			金額(単位円)	改定金額(案)	<考え方>
常設展	個人 観覧券 により観 覧する 場合	一般	500	700	→ 3年間でカマラサウルスの購入・展示に係る経費を回収
		高校生・大学生	400	400	
		小学生・中学生	250	250	
	年間観 覧券に より観覧 する場合	一般	1,500	2,000	→ 一般料金改定分を 旧料金相当分アップ $700\text{円} \times 3\text{倍}$ $\doteq 2,000\text{円}$
		高校生・大学生	1,200	1,200	
		小学生・中学生	750	750	
	団体 (30人以上)	一般	400	600	→ 一般料金改定分を 旧料金相当分アップ $700\text{円} \times 0.8$ $\doteq 600\text{円}$
		高校生・大学生	300	300	
		小学生・中学生	200	200	
特別展(一般)	個人	1,000	1,200	→ 常設展+企画展 $= 700\text{円} + 500\text{円}$ (旧料金 常設展+企画展 $= 500\text{円} + 500\text{円}$)	
	団体 2割引	800	1,000	→ 上記個人料金 $\times 0.8$ $\doteq 1,000\text{円}$	

福井県立恐竜博物館の設置および管理に関する条例(平成十二年条例第二十九号)新旧対照表

卷之三

特別展	団体	区分		金額(単位 円)	常設展
		個人	一般		
	年間観覧券により観覧する場合	合	一般	七〇〇	
	年間観覧券により観覧する場合	小学生・中学生	一般	一四〇	
	年間観覧券により観覧する場合	高校生・大学生	一般	四〇〇	
	年間観覧券により観覧する場合	小学生・中学生	一般	一四〇	
	年間観覧券により観覧する場合	高校生・大学生	一般	一七〇	
	年間観覧券により観覧する場合	小学生・中学生	一般	一、一〇〇	
	年間観覧券により観覧する場合	高校生・大学生	一般	一、一〇〇	
	年間観覧券により観覧する場合	小学生・中学生	一般	一、一〇〇	
	年間観覧券により観覧する場合	高校生・大学生	一般	一、一〇〇	
	年間観覧券により観覧する場合	小学生・中学生	一般	一、一〇〇	
知事がその都度定める額			七五〇	七〇〇	
知事がその都度定める額			六〇〇	六〇〇	
知事がその都度定める額			三〇〇	三〇〇	
知事がその都度定める額			一〇〇	一〇〇	

特別展	区分	個人		金額(単位 円)
		観覧券により観覧する場 合	年間観覧券により観覧す る場合	
	団体	一般	一般	五〇〇
		高校生・大学生		四〇〇
		小学生・中学生		二五〇
		一般	一般	一、五〇〇
		高校生・大学生		一、一〇〇
		小学生・中学生		七五〇
	一般			四〇〇
	高校生・大学生			三〇〇
	小学生・中学生			二〇〇
知事がその都度定める額				

別紙

第 号 議案

附 則

この条例は、平成二十五年三月二十三日から施行する。

ミニージアム・アツブバリューラ展示に伴い、観覧料を改定したいので、この案を提出する。

福井県立恐竜博物館の設置および管理に關する条例の一部改正について	福井県立恐竜博物館の設置および管理
制定する。	制定する。
平成二十四年月日提出	平成二十四年月日提出
福井県条例第号	福井県条例第号
福井県立恐竜博物館の設置および管理に關する条例の一部を改正する条例を次のようによび管理に關する。	福井県立恐竜博物館の設置および管理に關する条例の一部を改正する条例を西川一誠提出
別表第一常設展の部個人の款観覧券により観覧する場合の項	別表第一常設展の部個人の款観覧券により観覧する場合の項
する条例(平成十二年福井県条例第二十九号)	する条例(平成十二年福井県条例第二十九号)
の一部を次のように改正する。	の一部を次のように改正する。
に、同款年間観覧券により観覧する場合の項	に、同款年間観覧券により観覧する場合の項
観覧する場合の項中「五〇〇」を「二、〇〇〇」に、同部	観覧する場合の項中「五〇〇」を「二、〇〇〇」に、同部
団体の項中「四〇〇」を「六〇〇」に改める	団体の項中「四〇〇」を「六〇〇」に改める
。 .	。 .

購入した力マラサウルスの全身骨格化石展示	購入した力マラサウルスの全身骨格化石展示
提出する。	提出する。
に伴い、観覧料を改定したいので、この案を提出する。	に伴い、観覧料を改定したいので、この案を提出する。
ミニージアム・アツブバリューラ展示に伴い、観覧料を改定したいので、この案を提出する。	ミニージアム・アツブバリューラ展示に伴い、観覧料を改定したいので、この案を提出する。
。 .	。 .

観覧料に関する根拠法令

<博物館法>

(入館料等)

第23条 公立博物館は、入館料その他博物館資料の利用に対する対価を徴収してはならない。但し、博物館の維持運営のためにやむを得ない事情のある場合は、必要な対価を徴収することができる。

<福井県立恐竜博物館の設置および管理に関する条例>

(観覧料)

第5条 恐竜博物館が展示する資料を観覧しようとする者は、別表第一に掲げる額の観覧料を納付しなければならない。

別表第1 (第5条関係) (平21条例20・一部改正)

区分			金額(単位 円)
常設展	個人	観覧券により 観覧する場合	一般 高校生・大学生 小学生・中学生
		年間観覧券に より観覧する 場合	一般 高校生・大学生 小学生・中学生
			1,500 1,200 750
	団体		一般 高校生・大学生 小学生・中学生
			400 300 200
			特別展 知事がその都度定める額

備考

- 一 「団体」とは、一団の観覧者の数が30人以上のものをいう。
- 二 「観覧券」とは、恐竜博物館が展示する資料の観覧に利用することができる券をいう。
- 三 「年間観覧券」とは、交付を受けた日から起算して1年を経過するまでの期間において、恐竜博物館が展示する資料の観覧に利用することができる券をいう。
- 四 常設展は、小学校就学の始期に達するまでの者および70歳以上の者については、無料とする。